

2020年3月30日
ENEOSグローブエナジー株式会社
代表取締役社長 宇田川 博文

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金および灯油料金の特別措置について

昨今の全国的な新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、3月19日に資源エネルギー庁からの要請「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請について」が発出されたことを受け、休業や失業等により「緊急小口資金」または「総合支援資金」の貸付を受けたお客様に対してガス料金、灯油料金の特別措置を実施致します。

1. 特別措置対象のお客様

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金または総合支援資金の貸付を受けたお客様で、弊社にお申込みいただいた場合に適用致します。

(お申込みの際、貸付決定通知書を確認させていただきますことご了承ください)

2. 特別措置の内容

お申込みのあったお客様の2020年3月分、4月分、5月分の各ガス料金および灯油料金の支払期日をそれぞれ1ヶ月間(30日間)延長致します。

3. 受付開始日

2020年3月30日(月)

【お問い合わせ先】
ENEOSグローブエナジー株式会社
販売総括本部販売総括グループ
電話番号：03-3597-5420
受付時間：平日(月～金)9:00～17:00